



第 1 章

計画策定の背景と趣旨

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 子ども・子育て支援新制度の創設と計画策定

少子化の進行とともに家庭や地域を取り巻く環境が変化する中で、子どもが安心して健やかに育まれるよう、子どもの育ちと子育てを支援していくために、子ども・子育て支援法等に基づく「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）が平成27年（2015年）4月にスタートしました。

この新制度では、（1）幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育事業等への給付（子どものための教育・保育給付）の創設、（2）認定こども園制度の改善、（3）地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図るとしており、市町村においては、実施主体として幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付や事業を計画的に実施することとされています。

子ども・子育て支援法

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。



1. 計画策定の背景と趣旨

子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等を総合的かつ計画的に行うため、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までを計画期間とする「船橋市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援にかかる各種施策・事業を実施してきました。

そして、令和2年度（2020年度）を始期とする令和6年度（2024年度）までの「第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を新たに策定し、子どもの健やかな育ちと子育てを支援する取り組みを更に推進しようとするものです。

この第2期計画では、第1期計画の基本理念や基本方針等を継承しつつ、第1期計画策定後に始まった取り組みや、新たな課題のほか、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正等を踏まえた内容とします。また、平成30年度（2018年度）に実施した「船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果や、その他関連する資料を基に、現状や課題を反映した計画となるよう策定します。

（2）新制度の概要

新制度では、就学前の子どもに教育・保育を行う「子どものための教育・保育給付」として、①幼稚園・保育所等の教育・保育施設を利用する場合には「施設型給付費」が、②小規模保育事業等の地域型保育事業を利用する場合には「地域型保育給付費」が支給されます。この新制度の給付対象となる教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。

また、在宅で子育てを行っている家庭等を支援する「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が主体となって実施します。

さらに、令和元年（2019年）の子ども・子育て支援法の一部改正により同年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴って、「子育てのための施設等利用給付」が新設され、幼稚園（私学助成）※、一時預かり事業、認可外保育施設等を利用した場合に施設等利用費が支給されています。

※幼稚園には、新制度に移行し子どものための教育・保育給付を受ける施設【幼稚園（新制度移行）】と、同給付によらず千葉県私学助成を受けている施設【幼稚園（私学助成）】があります。



■ 新制度における給付・事業

| | | |
|------------------------|--|-----------|
| 子ども・子育て支援給付 | 子どものための現金給付 | 市町村主体 |
| | 児童手当法等に基づく児童手当等の給付 | |
| | 子どものための教育・保育給付 | |
| | 教育・保育給付認定子どもが幼稚園（新制度移行）、保育所、認定こども園等において特定教育・保育等を受けた場合の給付 | |
| | ①施設型給付費 …幼稚園（新制度移行）、保育所、認定こども園 ②地域型保育給付費…小規模保育事業（定員6～19人）、家庭的保育事業（定員5人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 | |
| | 子育てのための施設等利用給付 | ※令和元年10月～ |
| | 施設等利用給付認定子どもが幼稚園（私学助成）、一時預かり事業、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付 | |
| | ■施設等利用費…認定こども園（国立、公立大学法人立）、幼稚園（私学助成）、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | |
| 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援 | 地域子ども・子育て支援事業 | 国主体 |
| | ①利用者支援事業 ②時間外保育事業 ③放課後児童健全育成事業 ④子育て短期支援事業 ⑤乳児家庭全戸訪問事業 ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 ⑦地域子育て支援拠点事業 | |
| | ⑧一時預かり事業 ⑨病児保育事業 ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑪妊婦健康診査事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業 | |
| | 仕事・子育て両立支援事業 | |
| | ■企業主導型保育事業 …事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成） | |
| | ■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 …繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援 | |



2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国が定める基本指針に即して策定するものです。

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から6年度（2024年度）までの5年間とします。

子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」として位置づけることとします。

次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。



(2) 他計画との関係性

本計画は、「船橋市総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として策定する計画です。

また、「船橋市地域福祉計画」「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」「船橋市障害者施策に関する計画」「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」「船橋市教育振興基本計画」等の関連する計画と調和を保ち策定するものです。

| 年度 | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|------|---|------|---------------|---|------|------|------|------|
| 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 平成31 (令和元) | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 |
| 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
| 船橋市総合計画 基本構想 (H12~R2) | | | | | 第3次船橋市総合計画 基本構想 | | | | |
| 船橋市総合計画 後期基本計画 (H24~R2) | | | | | 第3次船橋市総合計画 基本計画 | | | | |
| 第3次船橋市地域福祉計画 (H27~R2) | | | | | 第4次船橋市地域福祉計画 | | | | |
| 第1期船橋市子ども・子育て支援事業計画 (H27~31) | | | | | 第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画 (R2~6) | | | | |
| 船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 (第3次: H27~31) | | | | | 船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 (第4次: R2~6) | | | | |
| 第3次船橋市障害者施策に関する計画 (H27~R2) | | | | | 第4次船橋市障害者施策に関する計画 | | | | |
| 第4期船橋市障害福祉計画 (H27~29) | | 第5期船橋市障害福祉計画及び 第1期船橋市障害児福祉計画 (H30~R2) | | | 第6期船橋市障害福祉計画及び 第2期船橋市障害児福祉計画 | | | | |
| 船橋市教育振興ビジョン (H22~31) | | | | | 船橋の教育2020 -船橋市教育振興基本計画- 教育振興ビジョン (R2~11) | | | | |
| 船橋市教育振興後期基本計画 (H27~31) | | | | | 船橋の教育2020 -船橋市教育振興基本計画- 前期基本計画 (R2~6) | | | | |

